

○バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて（平成20年3月25日付け国道利第26号道路局路政課長通知）  
（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号。以下「22号通達」という。）別紙の2（3）に基づき、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いを別紙1及び2のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。</p>	<p>「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号。以下「22号通達」という。）別紙の2（3）に基づき、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いを別紙1及び2のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。</p>
記	記
1～2 （略）	1～2 （略）
別紙1	別紙1
バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて	バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて
<p>1 広告料の充当対象</p> <p>広告料の充当対象は、バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、<u>道路管理者が管理するバス停留所に設置される上屋</u>（以下「<u>道路附属物上屋</u>」という。）、<u>ベンチの整備又は維持管理若しくはバス事業者（地域においてバス事業者に代わり上屋の整備等を行うこととされている団体がある場合には、当該団体を含む。以下同じ。）が道路管理者から占有許可を得て行う次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理とする。</u></p> <p>① <u>バス停留所に設置される上屋（以下「<u>占有物件上屋</u>」という。）</u></p> <p>② ①に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「<u>ロケーションシステム等</u>」という。）</p>	<p>1 広告料の充当対象</p> <p>広告料の充当対象は、バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、バス事業者（地域においてバス事業者に代わり上屋の整備等を行うこととされている団体がある場合には、当該団体を含む。以下同じ。）が道路管理者から占有許可を得て行う次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理とする。</p> <p>① <u>バス停留所に設置される上屋（以下単に「上屋」という。）</u></p> <p>② ①に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「<u>ロケーションシステム等</u>」という。）</p>
<p>2 広告物の形態</p> <p>対象とする広告物は、<u>道路附属物上屋又は占有物件上屋</u>（以下単に</p>	<p>2 広告物の形態</p> <p>対象とする広告物は、上屋に添加される広告板（以下「<u>添加広告板</u>」</p>

「上屋」という。)に添加される広告板(以下「添加広告板」という。)とする。

3 (略)

4 (1)～(5) (略)

(6) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(7)～(11) (略)

5 (略)

6 上屋等整備・管理計画の提出について

(1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先(広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等)等を定めた全体的な計画(以下「上屋等整備・管理計画」という。)をバス事業者又は広告事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、バス事業者又は広告事業者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。

(2)～(3) (略)

7 運用上の留意事項

(1) 道路附属物上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

(7) 添加広告板を設置することを主たる目的として道路附属物上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。

(4) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得た収入が、道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。なお、道路管理者以外の者が行う道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第24条に規定する手続きが必要となる場合があること。

という。)とする。

3 (略)

4 (1)～(5) (略)

(6) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(7)～(11) (略)

5 (略)

6 上屋等整備・管理計画の提出について

(1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先(広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等)等を定めた全体的な計画(以下「上屋等整備・管理計画」という。)をバス事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、バス事業者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。

(2)～(3) (略)

7 運用上の留意事項

(ウ) 道路附属物上屋の整備又は維持管理及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じた時は、道路附属物上屋を設置する事業者及び添加広告板の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における事業者と道路管理者との間の連絡通報関係及び事業者における責任の所在が明確であること。

(エ) 道路管理者が道路附属物上屋の移設、撤去等を行う場合には、当該上屋に設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

(オ) 道路管理者は、道路附属物上屋に添加広告板の設置を認めようとする場合には、事前に時間的余裕を持って、当該地域を管轄する警察署長に対し、バス路線全体における添加広告板の広告事業者、表示内容、設置箇所等を記載した詳細な添加広告板の設置計画について協議を行うこと（広告物のみを道路附属物上屋に添加する場合を含む。）。

なお、当該協議において、警察署長から交通安全上の意見があったときには、道路附属物上屋の改善、占用許可の条件を附すなど、必要な措置を行うこと。

(2) 占用物件上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

(7) 添加広告板を設置することを主たる目的として占用物件上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて占用物件上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、占用物件上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあつてはこの限りでない。

(ウ) 占用物件上屋の占用主体と添加広告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

① 占用物件上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。

② 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、占用物件上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。

(1) 添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(2) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあつてはこの限りでない。

(3) 上屋の占用主体と添加広告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

(7) 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。

(イ) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。

(ウ) 上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障

③ 占有物件上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占有者であるバス事業者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。

④ 道路管理者が占有物件上屋の占有主体たるバス事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

⑤ 占有物件上屋の占有を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占有を廃止すること。

⑥ 添加広告板の占有を廃止する場合における、占有物件上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

8 (略)  
別紙2 (略)

が生じたときは、それぞれの占有者であるバス事業者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。

(エ) 道路管理者が上屋の占有主体たるバス事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

(オ) 上屋の占有を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占有を廃止すること。

(カ) 添加広告板の占有を廃止する場合における、上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

8 (略)  
別紙2 (略)